

2023年10月2日

各位

株式会社宮崎太陽銀行

ATM 時間外入金手数料新設に伴う規定の改定について

株式会社宮崎太陽銀行(頭取 林田 洋二)は、2023年10月2日(月)より、「宮崎太陽銀行 ATM」時間外入金手数料を新設いたしますが、これに伴い、規定を一部改定いたします。

当行では、今後もお客様にご満足いただけるよう、商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

2023年10月2日(月)

2. 今回改定する規定

「キャッシュカード取扱規定」「法人キャッシュカード取扱規定」

3. 規定等の改定部分新旧対比表

既定の新旧対比表は、以下のとおりです。

キャッシュカード取扱規定

(下線は変更部分)

改定前	改定後
7. (自動機利用手数料等) (1) 預金提携先の自動機を使用して預金に預入をする場合には、預金提携先の自動機の使用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。 (2) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および支払提携先所定の自動機利用に関する自動機利用手数料をいただきます。 (3) 当行の自動機を使用して振込をする場合には、当行所定の振込手数料を、振込提携先の自動機を使用して振込をする場合には、振込提携先所定の振込手数料および自動機の利用に関する手数料(以下、1項と合わせて「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。 (4) (省略)	7. (自動機利用手数料等) (1) <u>当行および提携先の自動機</u> を使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合には、 <u>当行および提携先所定の自動機利用</u> に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。 (2) <u>当行および振込提携先の自動機</u> を使用して振込をする場合には、 <u>当行および振込提携先所定の振込手数料</u> および自動機の利用に関する手数料(以下、1項と合わせて「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。 (3) (省略) (4) (削除)

法人キャッシュカード取扱規定

改定前	改定後
<p>7. (自動機利用手数料等)</p> <p>(1) 預金提携先の自動機を使用して預金に預入をする場合には、預金提携先の自動機の使用に関する手数料(以下「預入手数料」といいます。)をいただきます。</p> <p>(2) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および支払提携先所定の自動機利用に関する手数料(以下「払戻手数料」といいます。)をいただきます。</p> <p>(3) 自動機を使用して振込をする場合には、払戻手数料とあわせて当行所定の振込手数料をいただきます。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>7. (自動機利用手数料等)</p> <p>(1) <u>当行および提携先の自動機</u>を使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合には、<u>当行および提携先所定の自動機利用</u>に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。</p> <p>(2) 自動機を使用して振込をする場合には、<u>自動機利用手数料</u>とあわせて当行所定の振込手数料をいただきます。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (削除)</p>

以上

本件に関するお問い合わせ先
 事務部 事務企画グループ 佐藤
 TEL 0985-60-6080 FAX 0985-60-6070